

平成 30 年 11 月 22 日

日本高等学校野球連盟

目 的

- (1) 高校野球の健全な発達ならびに小学校、中学校野球の発展のため本規定を定める。
- (2) あくまでも自校への勧誘ではなく、高校野球の持つ魅力や野球本来の楽しさを伝え、地域社会貢献活動の一つとする。
その結果、少子化による野球人口減少への歯止めの一助とする。
- (3) 部員は野球に対する考え方や技術を小学生や中学生に伝えることによって、自らの理解を更に深めるよう努めることとする。

「高校野球関係者と小学校野球関係者との交流」

- (1) 野球に触れ合う機会を設け、野球教室などの交流を通じて、小学生への野球普及活動を推進する。
- (2) 高校野球関係者（指導者、部員）と小学校野球関係者（指導者、部員）の交流に関して、下記の内容に留意し行うこととする。
- (3) 普及活動については、高校、小学生チームともに単独および複数チームの交流も可とする。

（例 1）

A 高校野球部と小学生チーム B、C、D が参加。

（例 2）

A 高校野球部、小学生チーム B のみが参加。

（例 3）

A、E、F 高校野球部、小学生チーム B、C、D が参加。

『留意点』

- ・指導者は校長に対し、あらかじめ交流の趣旨や計画を十分に説明し了承を得る。
- ・指導者は所属都道府県高等学校野球連盟に対し、事前に開催計画書を提出する。
- ・部員と小学生、また小学生の中でも 1 年次と 6 年次では基礎体力が大きく違うことに留意する。
- ・実際の交流の際には、細心の注意を払い、小学生の体力に合わせたメニューを行い、怪我や事故のないようにつとめる。
- ・小学生チームの大多数は、学校外の活動となるため、万が一怪我をした場合、日本スポーツ振興センターの給付対象とはならない。この点は、あらかじめ双方で十分に確認を行い、交流を実施する。
- ・小学生側の指導者に元プロ野球選手で学生野球資格を回復していない者がいる場合。
学生野球憲章第 13 条に記載の通り、本交流は学生野球発展を目的とするものであるため、交流する場に学生野球資格を回復していない者が立ち会っても差し支えない。

ただし、高校生である部員が指導を受けるためのものではないため、学生野球資格を回復

していない者から部員が直接指導を受けることは認められない。

- ・原則として同一都道府県内の高校と小学生チームの交流とする。なお、例外として都府県境で隣接市町村の高校、小学生チームの交流は認めることとする。なお、交流にあたって宿泊を伴うことは認められない。
 - ・上記目的に鑑み、アウトオブシーズン中の交流も可とする。
 - ・小学野球チームに所属していない小学生や幼児などを対象とした交流を行うことは差し支えが、上記『留意点』には注意をして行うこととする。
- ・目的（２）にも記載の通り、交流の趣旨は野球技術に優れた小学生（図 A）のレベルアップということではなく、野球を始めたばかりの小学生やこれから野球を始めようとする幼児や小学生を対象に裾野を拡大（図 B）するということに主眼を置いて交流を行う。

図 A

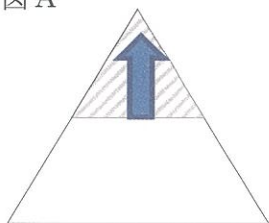
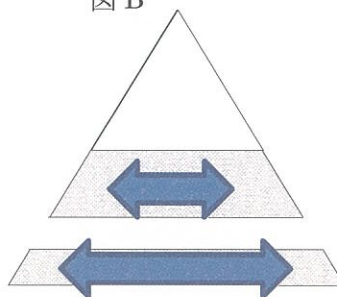


図 B



「高校野球関係者と中学校野球関係者との交流」

- (1) 高校野球関係者（指導者、部員）と中学校野球関係者（指導者、部員）の交流は以下の①～④とする。
- ① 合同練習や普及活動を行う場合は、都道府県高等学校野球連盟およびその支部組織または都道府県および市町村教育団体が主催となり、複数の高校野球関係者、中学校野球関係者が参加することとする。なお、加盟校が単独で行うことは出来ない。
 - ② 都道府県ならびに市町村教育団体や中学野球関係団体が主催する指導者講習会に高校の指導者を派遣する場合は、当該都道府県高等学校野球連盟を通じて派遣を行う。
 - ③ 部員が個人で出身の中学校野球部またはチームの練習に参加し、手伝いや後輩達への助言を行うことが出来る。
 - ④ 中学三年生を対象とした「中学生の体験入部について」平成 15 年 3 月 20 日通達の定める範囲内での交流が出来る。

『補足』

上記、③に関して、具体例は以下の通り。

A 君（肥後橋中学校の野球部卒）

〇〇高校に所属している。

↓ 肥後橋中学校の練習参加はOK

市立肥後橋中学校

B 君

(肥後橋中学卒で中学校の野球部には入らず淀屋橋ボーイズ出身)

〇〇高校に所属している。

→ 淀屋橋ボーイズ

↓

淀屋橋ボーイズの練習参加はOK

市立肥後橋中学校の練習参加はNG

『留意点』

- ・指導者は部員が出身となる中学校野球部またはチームへ出向く際には、部員に対しあらかじめその人数や場所などを申し出るよう指導をする。
- ・部員が中学生と練習の手伝いに参加する際には、高校野球の経験や野球本来のもつ楽しさを伝える。また自身も中学時代に指導を受けたことに感謝し、後輩達の相談や悩みに応え、後輩達の成長の一助となるよう努めること。
- ・中学生側の指導者に元プロ野球選手で学生野球資格を回復していない者がいる場合。

学生野球憲章第13条に記載の通り、本交流は学生野球発展を目的とするものであるため、交流する場に学生野球資格を回復していない者が立ち会っても差し支えない。

ただし、高校生である部員が指導を受けるためのものではないため、学生野球資格を回復していない者から部員が直接指導を受ける事は認められない。

『高校野球関係者と中学関係者の接触ルール』

高校野球関係者が中学校側と接触できるのは、進路指導の一環として当該中学校校長の承認の上、中学校の進路担当者（担任など）および保護者と面談するものに限る。ただし、高校野球関係者が、中学校側の進路担当者の同席なしで保護者と面談すること、および家庭訪問はできない。なお、面談の時期は当該都道府県での取り決めを遵守すること。

『禁止事項』

- ・高校野球関係者は中学生を対象としたいいわゆるセレクションを行ったり、上記①～④に該当しないもので高校の練習に参加させてはならない。
- ・高校野球関係者が、中学生の進路選択に当たって、第三者いわゆるブローカーと接触し、入学させる旨の約束をしたり、進路に関し何らかの要請を受けたりすることは認められない。

万が一、高校側にブローカーからの働きかけがあったときは、当該高校から所属都道府県高等学校野球連盟に報告する。報告のあった都道府県高等学校野球連盟は、日本高等学校野球連盟を通じて、当該中学生の在籍する中学校または少年野球チーム責任者とその所属する連盟責任者に通告し、以後の関与を許さないよう要請する。

- ・高校が中学校野球または小学校野球の試合を主催したり、試合を幹旋したりしてはならない。また、高校が地域の中学生や中学校関係者に誤解を招くような寄付をしたり、野球の指導を行ってはならない。